

各種火災保険に関する特約・費用保険金等のご案内

火災保険に付帯される主な特約および付随的な費用保険金等の概要をご案内申し上げます。

なお、このたびのお客さまの事故に必ずしも該当するものではありませんので、ご留意くださいますようお願いします。
詳しくは、当社サービスセンター担当からご案内させていただきます。

■保険商品： ① 福は家 ② 普通火災保険 ③ 住宅火災保険 ④ 店舗総合保険 ⑤ 住宅総合保険 ⑥ 団地保険

○ … すべてのご契約に適用されます。 △ … 特約等でご契約いただいた場合に適用されます。

特約・費用保険金の名称	保険商品別の適用					ご 説 明
	①	②	③	④	⑥	
臨時費用保険金	○	○	○	○	○	損害保険金が支払われる場合に、損害保険金の一定割合を臨時費用保険金としてお支払いします。お支払いの対象となる事故の種類、ならびに支払割合や支払限度額は保険商品によって異なります。
残存物取扱費用保険金	○	○	○	○	○	損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取扱に必要な費用を、損害保険金の10%を限度としてお支払いします。 お支払いの対象となる事故の種類は保険商品によって異なります。
失火見舞費用保険金	○	○	○	○	○	保険の対象（またはこれを収容する建物）から発生した火災、破裂または爆発事故によって、第三者の所有物が損傷した場合は、これによって生じた見舞金等の費用に対して失火見舞費用保険金をお支払いします。保険金額の20%を限度に、一被災世帯につき20万円をお支払いします。
地震火災費用保険金	○	○	○	○	○	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって建物が半焼以上になったとき、または保険の対象である家財が全焼となった場合に、保険金額の5%をお支払いします。支払限度額は保険商品によって異なります。
損害防止費用保険金	○	○	○	○	○	火災、落雷、破裂・爆発によって、損害の防止または軽減のために必要または有益と認められる費用のうち、消火薬剤費・消火活動の人員や機材の費用・消火活動に使用して損傷した物の修理費を、損害防止費用としてお支払いします。
特別費用保険金	○	△	△	△	△	福は家のご契約、または価額協定保険特約が付されたご契約で、保険金額の80%以上を損害保険金として支払うことでご契約が終了した場合は、200万円を限度に損害保険金の10%を特別費用保険金としてお支払いします。 お支払いの対象となる事故の種類は保険商品によって異なります。
修理付帯費用保険金	○	○	—	○	—	事故の原因調査費用、仮復旧費用、点検・調整・試運転費用、代替品賃借費用、夜間工事割増賃金等のうち、当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用に対して修理付帯費用保険金をお支払いします。 お支払いの対象となる事故の種類や限度額は、保険商品によって異なります。
傷害費用保険金	保険始期が 2009年12月31 日以前のご契約	○	○	○	○	約款に定める対象事故でご契約の建物や家財が損害を被り、その事故によって被保険者、親族、使用人が傷害を被り、その傷害の直接の結果として事故から180日以内に以下に該当した場合に、保険金をお支払いします。 ・死亡したとき。 ・重度後遺障害が生じたとき。 ・重傷（14日以上の入院または30日以上の医師治療）が生じたとき。 お支払いの対象となる事故の種類、支払割合や支払限度額は保険商品によって異なります。 ※団地保険では「傷害保険金」としてご契約されている場合があります。団地保険は補償の内容が異なりますので、お手元の保険証券と約款をご確認ください。
		○	○	○	△	

- 「保険始期」はお手元の保険証券でご確認いただけます。

- 一覧表で○となっていても、特約で補償を外してご契約されている場合があります。

- このご案内は概要です。詳細はお手元の約款をご参照ください。

- このご案内は、表面・裏面の両面をご覧ください。

■保険商品： ① 福は家 ② 普通火災保険 ③ 住宅火災保険 ④ 店舗総合保険 ⑤ 住宅総合保険 ⑥ 団地保険

○ … すべてのご契約に適用されます。 △ … 特約等でご契約いただいた場合に適用されます。

特約・費用保険金の名称	保険商品別の適用						ご 説 明
	①	②	③	④	⑤	⑥	
水道管修理費用保険金	○	—	—	—	—	—	建物の専用水道管が凍結によって損害を受けて修理した場合に、1事故1構内につき10万円を限度として修理の実費をお支払いします。
ドアロック交換費用保険金	○	—	—	—	—	—	日本国内において、ご契約の建物またはご契約の家財を収容する建物のドアの鍵が盗まれ、錠の交換を行い費用を支出したとき、1事故につき3万円を限度に交換費用の実費をお支払いします。
類焼損害補償特約 (類焼損害担保特約)	△	—	—	—	—	—	ご契約の建物またはご契約の家財や家財を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発によって、他人の居住する住宅建物や生活用の家財に類焼して類焼損害を発生させた場合に、その類焼先の所有者の方へ損害の額に応じた保険金をお支払いします。(1契約年度につき1億円が限度)
防犯装置設置費用補償特約 (防犯装置設置費用担保特約)	△	—	—	—	—	—	ご契約の建物またはご契約の家財を収容する建物において、不法侵入を伴う犯罪行為が発生して直ちに警察へ届けた場合に、防犯のための建物改造費用をお支払いします。同種の犯罪防止に有効と認められ、かつ約款に定められた種類の費用で、犯罪発生から180日以内に負担した費用に限ります。 【限度額】 ・ 保険始期が2010年1月1日以降のご契約 … 1契約年度につき20万円限度 ・ 保険始期が2009年12月31日以前のご契約 … 保険期間を通じて20万円限度
個人賠償責任補償特約 (国内外補償) 個人賠償責任担保特約 条項（国内外補償）	国内外	△	—	—	—	—	被保険者（①保険証券記載の本人、②本人の配偶者、③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族④本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子。）が、日常生活における偶然な事故や、保険証券記載の本人の居住する住宅の所有・使用・管理に起因する事故で他人の身体を傷つけたり財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
個人賠償責任担保特約 条項	国内のみ	—	—	—	—	○	※団地保険では「賠償責任保険」となります。
家賃損失補償特約 (家賃担保特約条項)	△	△	△	△	—	—	補償対象となる事故で建物が損害を受けた結果、復旧期間内に家賃収入に損失が生じた場合に、保険金額および契約の際に設定した期間を限度に保険金をお支払いします。 お支払いの対象となる事故の種類は保険商品によって異なります。
建てかえ費用補償特約 (建てかえ費用担保特約条項)	△	—	—	—	—	—	事故による損害額が再調達価額の70%以上となり、同一用途の建物に建てかえたとき、再調達価額と損害保険金との差額を限度に、建築費用を保険金としてお支払いします。 お支払いの対象となる事故の種類については約款に定められています。
借家人賠償責任補償特約 (借家人賠償責任担保特約条項)	△	△	△	△	○	—	補償対象となる事故で保険証券記載の被保険者が借用し居住している戸室が損壊した場合に、借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険証券記載の支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 お支払いの対象となる事故の種類は保険商品によって異なります。 ※団地保険では「賠償責任保険」となります。
修理費用補償特約 (修理費用担保特約条項)	△	△	△	△	○	—	補償対象となる事故で保険証券記載の被保険者が借用し居住している戸室が損壊し、被保険者が貸主との契約に基づいて自己資金で修復した場合に、保険証券記載の支払限度額（団地保険では保険金額の20%）を限度に保険金をお支払いします。（建物の主要構造部や共用部分の修理費は対象外です。） お支払いの対象となる事故の種類は保険商品によって異なります。 ※団地保険では「修理費用保険金」となります。